

令和元年度

第4回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和元年7月12日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和元年度第4回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	3件
議案第5号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	15件
議案第6号	農用地利用配分計画(案)の意見について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	6件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	28件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	22件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)	3件

<出席委員> (16名)

1番	石井一也	2番	市原律子
3番	横山清亮	4番	小川友安
6番	齊藤憲次	7番	浅川政明
8番	長谷川秀明	9番	高橋芳和
10番	竹下洋一	11番	秋庭重樹
12番	中村浩道	13番	西郡高夫
14番	伊原茂久(職務代理者)	15番	齊藤元治
16番	長谷部衡平(会長)	17番	梶本泉

<欠席委員> (1名)

5番 清宮惠理子

<事務局説明員>

事務局長	松浦良恵	次長	岡本茂之
次長補佐	橘菌俊朗	農地利用最適化推進班長	福島悟
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	江上章子
農地指導班長	根本幸枝		

開 会 （ 午前10時00分 ）

議 長
(長谷部会長)

ただいまより、令和元年度第4回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 7番 浅川 政明 委員

議席番号 8番 長谷川 秀明 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班長
(橋本班長)

ご説明いたします。

議案第1号ですが、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。

議案書の1ページをご覧ください。

お手元の資料1ページから3ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸駐車場用地とするものです。

申請地は、千葉都市モノレール動物公園駅から北西に約400メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから第2種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロックを設置して、土砂の流出を防止します。

次に第2項です。

お手元の資料4ページから6ページをご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、太陽光発電施設用地とするものです。

申請地は、大宮インターチェンジから北西に約1.2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、一部は水道管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と高校があることから第3種農地、一部は市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、盛土を設置して、土砂の流出を防止します。

他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班長

ご説明いたします。

(橋本班長)

議案第2号ですが、第1項から第6項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。

議案書2ページをご覧ください。

資料は7ページから9ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材・車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから南西に約1.2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

また、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

お手元の資料10ページから12ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、テニスコート用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と資材置場が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽にて処理後、側溝に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝に接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第3項です。

お手元の資料13ページから15ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR四街道駅から南東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。
また、雨水を自然浸透で処理します。

次に第4項です。

お手元の資料16ページから18ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と山林が混在しております。
また、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、現在手続き中です。

次に第5項です。

本案件は、次の第6項と一体案件ですので一括してご説明いたします。

お手元の資料19ページから21ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから北東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。
また、雨水を自然浸透で処理します。

次に第7項です。

お手元の資料22ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、京成八千代台駅から南東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽にて処理後、側溝に接続し、雨水は浸透施設にて処理します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第8項です。

お手元の資料23ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、JR誉田駅から西に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と幼稚園があることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽にて処理後、集水柵に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を集水柵に接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第9項です。

お手元の資料24ページをご参照ください。

本案件は、貸資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南西に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、一部は駅から1キロメートル以内にある農地であ

ることから第2種農地、一部は水道管・下水道管・ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に病院が2か所あることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
また、雨水を自然浸透で処理します。

次に第10項です。

お手元の資料25ページをご参照ください。

本案件は、動物訓練・調教用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから東に約2キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、生垣により土砂の流出を防止します。
また、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は許可と決定いたします。

次に議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班長
(槁本班長)

説明いたします。
議案書の7ページをご覧ください。

第1項です。

若葉区若松町在住の農業相続人が、被相続人である夫が所有し、耕作していた、同区同町の畑5筆、合計面積5,666平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。

この農地について、6月20日に、鈴木推進委員が農地基本台帳及び現地調査により、「相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるための、被相続人及び相続人の要件を満たしている」ことを確認していただきました。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は承認と決定いたします。
次に議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

議長
(長谷部会長)

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班長
(橋本班長)

説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

第1項です。

千葉県佐倉市城と千葉県四街道市和良比に在住の方が、共同で相続した、稲毛区六方町の畑1筆、面積1,904平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、6月28日の現地調査により、大宮推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

次に第2項です。

千葉県船橋市高根町と花見川区武石町2丁目に在住の方が、共同で相続した、稲毛区六方町の畑1筆、面積938平方メートルについて、買取り申出者の祖父が農業の主たる従事者であったことを、6月28日の現地調査により、大宮推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

次に第3項です。9ページをご覧ください。

緑区あすみが丘4丁目に在住の方が所有している、緑区あすみが丘4丁目の畑1筆、面積4,904平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、6月28日の現地調査により、萱野推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

事前審査2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

—— 挙手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

次に議案第5号「千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。

それでは、事前審査第2班長、説明をお願いします。

事前審査第2班長
(橋本班長)

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の10ページをご覧ください。

第1項は、中央区仁戸名町在住の農家の方が、緑区土気町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積4,164平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年です。権利者は新規就農者で、実践形式によるプログラムで研修生を受け入れている法人で、平成29年1月から2年間の研修を受け、有機栽培のノウハウを習得し、人参、里芋、ネギ、果菜類、葉菜類といった少量多品目栽培での経営、販売を行っていくとのことでした。

また2年目以降は、各品目の収量や作業時間、売上げ等を考慮し、採算性の高い品目に絞って生産、販売を拡大していく予定です。

なお本件につきましては、本年5月31日に、就農準備会を開催し、千葉県農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員、並びに、小川推進委員も出席し協議したところです。権利者から申請のあった青年等就農計画認定につきましても、7月中をめどに認定される見込みであり、認定後は、農業次世代人材投資事業を活用する予定です。

第2項は、花見川区さつきが丘在住の農家の方が、同区畑町在住の方の所有する同町の畑1筆、面積2,355平方メートル」に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「小松菜、ホウレン草、キャベツ」です。

次に11ページになります。

第3項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する緑区大椎町、板倉町の田3筆、合計面積4,580平方メー

トルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は1年5カ月、作付品目は「米」です。

第4項から13ページの第7項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

旭市蛇園の農地所有適格法人が、緑区大椎町在住の方ほか2人の方の所有する緑区大木戸町、板倉町の畑10筆、合計面積24,977平方メートル」に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は、第4項が1年、第5項が4年8か月、第6項が3年、第7項が6年です。権利者の作付品目は「飼料用トウモロコシ」です。

第8項から15ページの第12項までは、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。

千葉県園芸協会が若葉区五十土町在住の方、他4人の方の所有する畑5筆、合計面積13,406平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

これら第8項から第12項は、農地中間管理機構が作成する議案第6号の農用地利用配分計画案に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

次に16ページになります。

第13項は、若葉区加曾利町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積2,829平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は、233万2千円、権利者の作付品目は枝豆、レタス、トマトなどです。

第14項及び17ページの第15項は、権利者が同一のため一括してご説明します。若葉区上泉町在住の方2人の所有する同町の畑5筆、合計面積1,685平方メートルを若葉区中田町の農地所有適格法人に所有権を移転するもので、対価は第14項が799万円、第15項が84万7千円、権利者の作付品目は牧草です。

第1項から第15項の合計面積は、53,996平方メートルです。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件うけてようけんに適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

	いると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
浅川委員	第5項の法人は畜産を行っていると思います。作目がトウモロコシということでしたが、販売するのでしょうか。
事務局	酪農を行っており、飼料用のトウモロコシを自社で消費するという事です。
横山委員	第4項の賃借期間が1年間と非常に短いですが、特別の事情があるのでしょうか。賃借期間満了後にさらに引き続き賃借を予定されているのでしょうか
事務局	賃借期間満了後に買取りを行う予定であるとのことです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙 手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。 次に、議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします 事前審査第2班長、説明をお願いします。
事前審査第2班長 (橋本班長)	議案書の18ページをお願いします。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案についての意見を求められたものです。 本案件の説明に入る前に農地中間管理事業について、説明させていただきます。 農地中間管理事業による農地の貸し借りを成立させるには、貸

し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをする必要があります。

議案第5号第8項から第12項は前半の手続きで、これから説明するのは後半の手続きに関するものです。

本案件は、農地中間管理事業の実施により、議案第5号第8項から第12項でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大を希望する認定農業者や担い手へ貸し付けるため、市長が農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものです。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。

第1項は、若葉区大広町、佐和町、川井町、五十土町の畑5筆、面積計13,406平方メートルを、若葉区大広町にお住いの農業者に賃借権設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和6年7月31日までの約5年間、権利者の作付品目は麦、蕎麦です。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第6号の説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。
農用地利用配分計画について、意見なしと決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、意見なしと決定いたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から6号までを一括して上程いたします。

事務局

事務局より説明願います。

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の21ページまでに6件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の22ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので6件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の23ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の26ページまでに28件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の27ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、3件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の28ページをご覧ください。報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の33ページまでに22件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行った結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、3件ございました。

内容につきましては、6月の総会で審議されたもので、6月13日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

齊藤（憲）委員

報告第4号についてですが、今回解約を行った法人は参入してから3年目ぐらいだと思います。

参入した当初は、資金があり、人がいて、ある程度販路が決まっています。安心感がありますが、経営していくにあたって天候に左右されたり他の産地の状況によって商品の単価が変わっていったりすることがあります。

個人の農家も法人も同じだと思いますので、必ずしも法人が経営しているからといって安心ができないかな、と思います。

千葉市は法人参入を推進していると思いますが、経営内容を評価するような仕組みはあるのでしょうか。

事務局

法人の参入にあたりましては、農業経営実施計画書を必ず提出いただき確認をしております。また、営農品目につきまして妥当性があるか農政センターと協議の上、議案として提出しているところでもあります。

今回の法人は平成26年度に参入し、順調に経営していたのですが、社内の方針で今後コンサルタント業を強化していくとのことで、今回の議案提出に至った次第であります。

なお、この農地については、他市から参入した新たな会社に権利を移転しており、先に先月の総会で取得についての議案を先にご審議いただいております。

齊藤（憲）委員	<p>規模を縮小する法人もあれば拡大する法人もありますので、これをデータベース化していけば、今後参入する法人の参考になるかと思います。</p>
事務局	<p>現在農政部と経済部の連携を強めた活動を行っていますので、経営に関するアドバイスも行うよう強化しております。</p> <p>今後の参入については厳密な審査を行い、進めていきたいと思っています。</p>
事務局	<p>齊藤委員がおっしゃるように、法人だから安心だというのではなく、法人だからこそ利益が上がらなくなったら、すぐ撤退してしまうというご心配については、これまでも法人参入の度に地元の方からいただいております。</p> <p>担い手が非常に少なくなっている現状で、ある程度法人の農業経営に頼らざるを得ない現状がありますので、バランスをとって事業を進めていきたいと思っています。</p>
横山委員	<p>報告第5号第10項、11項、15項と同じ事業者からの地目変更の申請ですが、これだけ大量にあるということは、この近辺では登記地目と現況との乖離が進んでいるということだと思います。</p> <p>この地域の農地一帯が相当荒れているように思いますが、このことについて事務局として問題意識をお持ちなのか、さらに是正を図るというようなことを考えていらっしゃるのか伺います。</p>
事務局	<p>市内全域でみても耕作放棄地が進んでいることは明らかな事実ですので、実態に合うように非農地化の手続きなどを進めているところ です。</p>
事務局	<p>委員がご指摘の天戸町の地域ですが、これらは3,000平方メートル以上の面積であるため、既に千葉県から転用許可が出ているところ です。</p> <p>法務局への地目変更登記についてはこの転用許可証を添付すれば、本来はこの照会に係らないという事務の流れになっています。県の許可証には地目変更の登記申請を行うときは、転用が完了したことを確認できる証明書を添付すること、という記載がありますが、今回は工事が完了しておらず、この証明書が添付できなかったため、法務局からの照会があったものです。</p>

横山委員

この地域で農地として登記されている土地の現況が異なる、ということは農地が荒廃しているということだと思いますが、このことに対して問題意識はお持ちにならないでしょうか。

件数が多いので、手をこまねいて見ていてよいのか、という問題提起です。

事務局

農林水産省からも農地法、登記法に関しての通知が何度か出ておりますが、例えば極めて復元が難しいような農地については非農地化の手続きを進める、というように実態に合わせた手続きを行うようにしております。

耕作放棄地対策については委員の皆様にご協力をお願いしているところでございますが、できるだけ経営を再開できるような手法を検討していきたいと思っております。

横山委員

私は回復に向けた努力をしていくべきではないかな、と思いません。

橋本委員

本来であれば、農地法の許可を得た後、事業者は速やかな地目変更登記を行わなければならないのですが、この案件はそれを行っていなかったもので、後追いで行っているということなのかな、と思えます。

業者への指導については農地法の許可を得た場合、速やかに地目変更登記を行わなければならない、と指導を行うべきだと思います。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和元年度第4回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

以上で、本日の審議は、すべて終了いたしました。

委員の皆様には、ご協力ありがとうございました。

閉 会 （午前11時00分）